

当基金におけるマイナンバーの取扱いについて

(概要)

- 当基金では、平成28年1月以降に当基金より年金等を受給される方について、マイナンバーの収集を行います
- この度のマイナンバーの収集は、当基金が年金等の支払者として税務署・市区町村に対して提出する法定調書等（税務関係書類）に記載することを目的に行うものです
- 「資格取得届」など事業所が届け出る帳票へはマイナンバーを記載する必要はありません

1. マイナンバー法※ 施行に伴うマイナンバー（個人番号）の収集について

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

マイナンバー法施行に伴い、基金が平成28年1月以降に支払う一時金や年金に係る法定調書等※に、基金側で受給者等の個人番号を記載する必要があります。そのため、一時金や年金の受給者等の個人番号の収集を実施いたします。

また、受給者が基金に提出していただく申告書（「扶養親族等申告書」、「退職所得に関する申告書」）に、受給者本人やご家族の個人番号を記載していただくこととなります。

当基金は平成28年3月1日解散予定であるため、平成28年3月分までの年金・一時金支払い（一時金は平成28年3月1日受給権発生まで）について個人番号収集・記載の対象となります。

※法定調書等とは、給与や年金等の支払者が税務署や地方自治体（市区町村）に提出する源泉徴収票、支払調書、支払報告書など、税法によりその提出が義務付けられている税務関係書類のことです。

受給者等にお渡しする場合の法定調書には個人番号は記載しませんが、税務署等に提出する法定調書等には個人番号の記載が法律で必要とされています。

「資格取得届」など事業所が届け出る帳票へはマイナンバーを記載する必要はありません

2. 当基金におけるマイナンバーの具体的取扱い

(1) 個人番号取得の対象となる方

平成28年1月以降に新たに年金・一時金を受け取られる方（以下「新規裁定者」といいます。）および年金受取り中の方（以下「年金受給者」といいます。）について、つぎのとおり基金が個人番号を取得する必要があります。

給付の内容	支払額等	個人番号が必要な方	備考
受給者本人への年金支払	—	受給者本人および扶養親族	扶養親族等申告書を提出する受給者のみ、扶養親族等の個人番号が必要
受給者本人への一時金支払	退職所得	受給者本人	
	100万円超の一時所得	受給者本人	
遺族への未支給給付支払	100万円超	遺族および受給者本人	

*「未支給給付」とは、受給者が死亡した時点で未払いとなっている年金のことです。

(2) 新規裁定者の個人番号取得

新たに年金・一時金を受け取られる方（新規裁定者）からは、年金・一時金の裁定請求書とともに、「個人番号カード（おもて・うら両方）のコピー」を、個人番号カードがない場合は、「通知番号カードのコピー＋本人確認書類（運転免許証のコピー等）」をご提出いただきます。

（対象者には、請求のご案内と併せて個別にご案内いたします。）

(3) 年金受取り中の方（年金受給者）の個人番号取得

既に年金を受取り中の方は、企業年金連合会を通じて住基ネットより個人番号を取得する予定としております。

*企業年金連合会との間で締結する「情報収集等業務に係る基本委任契約書」に基づき取得します。

(4) 遺族の個人番号取得

未支給給付請求者であるご遺族からは、未支給給付裁定請求書とともに、ご遺族の「個人番号カード（おもて・うら両方）のコピー」を、個人番号カードがない場合は、「通知番号カードのコピー＋本人確認書類（運転免許証のコピー等）」をご提出いただくこととなります。

（基金においてお亡くなりになった受給者本人の個人番号取得が未了の場合は、その受給者本人分についてもご提出いただきます。）

（対象者には、請求のご案内と併せて個別にご案内いたします。）

(5) 業務委託先（住友生命等）への個人番号提供について

当基金は、住友生命に年金・一時金の支払事務を委託しています。支払事務のうちには、年金・一時金に係る税務関係の事務（源泉徴収事務や法定調書等作成事務）が含まれています。また、住友生命は、これら支払事務につき企業年金事務取扱の専門会社（専門性が高く高度の設備を要する事務を遂行するために複数の金融機関により共同で設立）に再委託しているほか、システム会社への再々委託（帳票へのプリント業務）も行っております。

当基金は、これら業務委託先に個人番号を提供のうえ、保管及び法定調書等への記載事務を行わせることとなります。

* 住友生命から「厚生年金基金保険契約にかかる特定個人情報の取扱いに関する誓約書」の交付を受けております。

(6) 当基金における諸規程の整備等について

当基金では、個人番号の取扱いに当たり、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」の制定をはじめとする内部規程の整備を行い、これに基づき適正な管理を行ってまいります。

当厚生年金基金の受給者等マイナンバー取得・利用について
(平成28年1月～)

